

## 第7章 ごみ処理基本計画

基本方針及び数値目標を達成するための具体的な計画を定めます。

### 7-1 ごみの排出抑制・減量化計画

#### 1 住民・事業者・本町における役割

循環型社会形成において、ごみの発生抑制・減量化は最も優先的に行うべき行動であり、住民、事業者及び本町がそれぞれの立場で取り組むことが重要です。

##### 住民の役割

- ①ごみの減量・リサイクルに適した商品の購入、使い捨て商品の購入自粛  
(容器包装の少ない商品、繰り返し使用できる商品の選択)
- ②買い物袋持参によるごみの排出抑制
- ③容器包装ごみの店頭回収や、集団資源回収の活用
- ④商品購入後は修理を敢行し、できる限り大切に長く使用
- ⑤家庭での生ごみの減量（食品ロスの削減）

##### 事業者の役割

- ①流通、販売段階での過剰包装の自粛
- ②詰め替え製品の販売促進
- ③容器包装ごみの店頭回収の実施
- ④リサイクル型商品の開発や再生品利用の推進
- ⑤事業活動に伴うごみの減量化、再資源化の促進
- ⑥食品ロス削減の推進

##### 行政の役割

- ①住民、事業者に対するごみの減量化・分別排出の徹底の啓発、指導
- ②処理施設の見学や説明会等での啓発活動の推進
- ③地域の環境美化運動への積極的取組
- ④住民や事業者による自主的な活動の支援
- ⑤率先したごみの排出抑制・減量化への取組

## 2 ごみの排出目標

目標年次(令和10年度)におけるごみ総排出量は、以下のとおりです。

表7-1-1 ごみ排出目標

区分	単位	平成26年度 (実績)	令和元年度 (現状)	令和5年度 (中間年次)	令和10年度 (目標年次)
人口	人	45,378	44,136	43,744 平成26年度比 -3.6%	42,926 平成26年度比 -2.7%
ごみ総排出量	t/年	13,472	12,948	12,760 平成26年度比 -5.3%	12,413 平成26年度比 -7.9%
ごみ総排出原単位	g/人・日	811	802	797 平成26年度比 -1.7%	792 平成26年度比 -2.3%

※ごみ総排出量=ごみ排出量+集団回収量等

## 3 住民・事業者によるごみ減量化の推進

ごみ減量化の推進について、住民や事業者が自主的に取組むように、以下の施策を推進します。

### (1) 広報紙・ホームページ・ごみ分別アプリケーション等による普及啓発

定期的に刊行する広報紙の利点を活かし、ごみ減量に関する情報提供を行います。本町のホームページでは、ごみの出し方等を公開していますが、今後、月ごとのごみ排出量や、家庭・事業所内での再使用方法の紹介、集団回収活動、不用品交換、ごみ減量に取り組む店舗等に関する情報等の提供について検討します。また、令和2年度に導入したスマートフォン等による「ごみ分別アプリケーション」を幅広く周知し、利用促進を図りより一層の適正な分別を行ってもらい、ごみの資源化・減量化を推進します。

### (2) 生ごみ減量化の推進

生ごみ減量化はごみの減量に非常に有効です。このため、日常生活又は事業活動を見直すことにより発生自体を減らすほか、排出時の水切りや、ディスポーザ（公共下水道利用者限定）の利用によるごみ減量について、ホームページ等で周知します。

### (3) 食品ロス削減の推進

家庭から排出される生ごみには、食べ残しや手つかずの食品といった食品ロスが多く含まれています。食品ロスの削減は、食べ物を無駄にしないということだけでなく、ごみの削減にもつながります。食品ロス削減に向けて、住民や事業者への周知や普及啓発、事業者との連携等について検討します。また、令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく国の基本方針を踏まえ、北海道の計画に基づき、今後本町におきましても、食品ロス削減推進計画の策定を予定しております。

### (4) マイバッグ運動の推進

令和2年7月からレジ袋有料化が開始されていますが、今後も住民に対して、買い物の際にマイバックやマイバスケットの持参を啓発し、レジ袋や包装紙等の削減に努めます。

#### (5) 過剰包装自粛の啓発活動

小売業者に対して過剰包装の自粛をお願いすると同時に、簡易包装に対する理解が得られるように住民にアピールします。

繰り返し使用できる製品や、長寿命製品、詰め替え製品、廃棄する割合の少ない商品の製造、販売を啓発します。

また、生産・製造段階でごみの排出が可能な限り抑制されるように、材料や製造プロセスの見直しを啓発します。

#### (6) 各種団体・学校への啓発活動

本町の職員が、町内会・自治会等の各種団体にごみ減量・再生利用等に関する勉強会や説明会を開催し、普及啓発を図ります。

また、環境教育の一環として小学校低学年から中学生を対象としたごみ学習会を行います。

#### (7) 清掃活動の推進

町内会・自治会など地域との連携を図り、ポイ捨てなどの不法な排出の抑制に努め、一斉清掃などボランティア活動に今後も積極的に取組みます。

### 4 資源回収活動の推進

ごみの資源化・減量化を図るために、現在実施している集団回収活動や資源回収を今後も推進していきます。

集団回収、学校回収、布リサイクル、廃食油リサイクル、小型家電リサイクルについては当面、現行の制度及び回収方法を継続します。

なお、今後も回収推進を図るために、広報紙等による情報提供を行います。

表7-1-2 集団回収等の資源回収目標

(単位：t/年)

区分	実績 平成26年度	現状 令和元年度	中間年次 令和5年度	目標年次 令和10年度
町内会等による集団回収	1,480	963	1,089	1,159
学校による回収	8	6	6	7
布リサイクル	6	5	5	5
廃食油リサイクル	6	6	6	5
小型家電リサイクル	2	3	2	2
合計	1,501	983	1,108	1,178

## 7-2 収集運搬計画

### 1 収集方法の基本事項

現在の収集体制を継続していきます。また、町民や事業者に分別排出及び不適正排出防止を引き続き徹底し、資源ごみ分別をさらに推進します。

今後、容器包装以外のプラスチック類の処理に関する国の方針等を踏まえ、必要に応じて分別方法や回収方法について検討します。

#### (1) 収集区分と排出方法

分別収集品目及び排出方法は、現在の分別区分を引き続き継続します。

表7-2-1 計画期間における収集区分と排出方法

収集区分	排出方法	
燃やすごみ	町の指定袋に入れて排出 ※ボランティア清掃ごみは透明・半透明の袋で排出	
おむつ類	汚物を取り除いてから透明・半透明袋に排出	
燃やさないごみ	町の指定袋に入れて排出 ※ボランティア清掃ごみは透明・半透明の袋で排出	
有害ごみ	それぞれ別々に透明・半透明の袋に「有害ごみ」と表示して排出	
危険ごみ	紙などに包んでから、透明・半透明の袋に「危険ごみ」と表示して排出	
資源ごみ	缶類	種類別に、透明・半透明の袋に入れて排出
	びん類	
	ペットボトル	
	紙製容器包装	
	プラスチック製容器包装	
	ダンボール	ひもで縛って排出
	新聞紙	
雑誌・チラシ類		
紙パック		
大型ごみ	・事前申し込みによる戸別収集 ・ごみ重量に応じたごみ処理券を購入して、大型ごみに貼り付けて排出	
在宅医療ごみ	・注射針、資源ごみ以外を透明・半透明袋に「医」と表示して排出 ・注射針は、袋に入れる前に、ペットボトル等の貫通しない容器に入れておく	

(2) 収集運搬範囲

収集対象は本町の行政区域を対象とします。

(3) 収集運搬方法

ステーション方式と戸別回収方式を併用します。収集体制は、直営(ごみサポート収集事業)及び委託(計画収集)とします。

分別品目拡大などを計画する際には適宜見直しを図ります。

(4) 収集頻度と収集料金

収集頻度及び収集料金は以下のとおりとします。

表7-2-2 計画期間における収集頻度と収集料金

ごみ区分	収集頻度	料金
燃やすごみ	週2回	50×10枚 150円(税込) →3円/0 100×5枚 150円(税込) →3円/0 150×5枚 225円(税込) →3円/0 300×5枚 450円(税込) →3円/0 450×5枚 600円(税込) →約2.7円/0 ※ボランティア清掃ごみは無料
		うち、紙・布オムツ
燃やさないごみ	隔週1回又は週1回	50×10枚 150円(税込) →3円/0 150×5枚 225円(税込) →3円/0 300×5枚 450円(税込) →3円/0 450×5枚 600円(税込) →約2.7円/0 ※ボランティア清掃ごみは無料
		有害ごみ・危険ごみ
資源ごみ(プラ容器以外)	週1回	無料
プラ容器包装	週1回	無料
大型ごみ(事前申し込み)	町が収集日を指定	ごみ処理券(1枚100円) 10kg未満 100円(税込) 10kg以上30kg未満 200円(税込) 30kg以上50kg未満 400円(税込) 50kg以上100kg以下 600円(税込)
在宅医療ごみ	週2回 燃やすごみと同じ曜日に収集	無料

2 ごみの自己搬入

家庭又は事業所が自ら処理施設に持ち込む場合、搬入量に見合った処理手数料を支払って排出します。現在の処理手数料10kg当たり170円となっております。

## 7-3 中間処理・最終処分計画

### 1 ごみ処理体制

排出されたごみの中間処理・最終処分は、十勝圏複合事務組合による広域処理を継続します。

現在、十勝圏複合事務組合では、くりりんセンターの老朽化を考慮して、新たな中間処理施設の整備を進めています。新たな施設稼働後は、新施設において燃やすごみ、燃やさないごみ、大型ごみ等の焼却処理・破砕処理を行います。

表7-3-1 ごみの処理体系

ごみ区分	処理主体	処理施設
燃やすごみ	十勝圏複合事務組合	くりりんセンター（焼却施設） 新中間処理施設（稼働後）
燃やさないごみ、大型ごみ	十勝圏複合事務組合	くりりんセンター（破砕選別施設） 新中間処理施設（稼働後）
資源ごみ	十勝圏複合事務組合 （委託：㈱ウィンクリン）	十勝リサイクルプラザ
処理後の焼却残さ・不燃物	十勝圏複合事務組合	うめ〜るセンター美加登 （最終処分場）

表7-3-2 計画期間におけるごみ排出量

（単位：t/年）

区分		平成26年度 （実績）	令和元年度 （現状）	令和5年度 （中間年次）	令和10年度 （目標年次）
家庭系ごみ	燃やすごみ	5,508	5,273	5,214	5,017
	燃やさないごみ	1,223	1,360	1,219	1,173
	資源ごみ	2,202	2,282	2,213	2,130
		8,933	8,915	8,646	8,320
事業系ごみ	燃やすごみ	2,850	2,888	2,886	2,795
	燃やさないごみ	188	162	123	120
		3,038	3,050	3,009	2,915
ごみ排出量	燃やすごみ	8,358	8,161	8,100	7,812
	燃やさないごみ	1,411	1,522	1,342	1,293
	資源ごみ	2,202	2,282	2,213	2,130
		11,971	11,965	11,655	11,235
集団回収量等		1,501	983	1,108	1,178
ごみ総排出量		13,472	12,948	12,763	12,413

## 2 資源化計画

### (1) 大型ごみの一部再生利用

大型ごみのうち、鉄類等回収可能な製品は民間再生業者に引き渡します。

### (2) 資源ごみの資源化

資源ごみは十勝リサイクルプラザで資源化処理し、資源回収業者または公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡します。また、ペットボトルの一部は、フレーク化して再商品化します。

表7-3-3 資源ごみの資源化計画

(単位：t/年)

区分	資源化処理後の再生利用ルート	平成26年度 (実績)	令和元年度 (現状)	令和5年度 (中間年次)	令和10年度 (目標年次)
びん類	容リ協会へ引き渡し	299	291	279	268
缶類	資源回収業者へ売却	69	79	80	77
ペットボトル	一部、容リ協会へ引き渡し、残りは独自ルートで再商品化	145	168	159	153
プラスチック容器包装	容リ協会へ引き渡し	600	570	578	556
紙製容器包装 ・紙パック	紙製容器包装は容リ協会へ引き渡し、紙パックは資源回収業者へ売却	246	228	239	230
ダンボール	資源回収業者へ売却	165	195	179	173
新聞・雑誌	資源回収業者へ売却	350	412	378	364
その他	資源回収業者へ売却	106	105	100	96
資源化合計		1,980	2,048	1,992	1,917

※容リ協会：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の略

### (3) 破碎選別処理

現行どおり、燃やさないごみ（大型ごみを含む）は、十勝圏複合事務組合の施設で破碎選別処理し、有価物の回収、ごみの減容化を図ります。

表7-3-4 破碎選別処理計画

(単位：t/年)

区分		平成26年度 (実績)	令和元年度 (現状)	令和5年度 (中間年次)	令和10年度 (目標年次)
選別前	大型ごみ一部再生利用	47	53	43	41
	破碎選別処理量	1,611	1,568	1,299	1,252
選別後	破碎可燃物	955	1,020	818	789
	不燃物	475	371	338	326
	有価物	163	165	130	125
	外部委託処理	18	12	13	12

### 3 焼却処理計画

燃やすごみと破碎選別後の破碎可燃物は、十勝圏複合事務組合の施設で焼却処理します。

表7-3-5 焼却処理計画

(単位：t/年)

区分		平成26年度 (実績)	令和元年度 (現状)	令和5年度 (中間年次)	令和10年度 (目標年次)
処理量	燃やすごみ	8,358	8,161	8,100	7,812
	破碎可燃物	955	1,020	818	789
	資源残さ	223	234	221	213
		9,536	9,341	9,139	8,814
焼却残さ(焼却灰+固化ダスト)		1,285	1,285	1,188	1,146

### 4 最終処分計画

焼却残さと破碎選別後の不燃物（破碎不燃物、破碎不適物、圧縮物等）は、十勝圏複合事務組合の最終処分場で埋立処分します。

表7-3-6 最終処分量の推計

(単位：t/年)

区分		平成26年度 (実績)	令和元年度 (現状)	令和5年度 (中間年次)	令和10年度 (目標年次)
最終処分量	焼却残さ	1,285	1,276	1,188	1,146
	不燃物	475	479	338	326
		1,760	1,755	1,526	1,472

## 7-4 その他の計画

### 1 適正処理困難物への対応

本町で収集・処理できないごみは、現在と同じ品目とし、販売店や処理業者へ処理を依頼するか排出者自らの責任で適正処理するように指導していきます。

### 2 不法投棄への対応

山林や公道等への不法投棄を防止するため、町民、事業者、団体、町内会と連携し不法投棄対策を実施します。不法投棄防止パトロールの実施、地域・企業の清掃ボランティア活動への取組を今後も継続するほか、監視体制の充実を図ります。

### 3 災害廃棄物処理計画の策定

地震等の災害時に発生する廃棄物の処理については、「災害廃棄物対策指針」及び「水害廃棄物対策指針」に定める基本的事項のほか、「音更町地域防災計画」、令和2年度に策定する「音更町災害廃棄物処理計画」に基づき対応します。

### 4 3R推進に向けた取組みの拡充

国や北海道の方針や目標値を踏まえ、より一層リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）、適正処理の推進に取り組めます。食品ロスの削減や資源物の分別徹底等の3Rの具体的な取組みについてわかりやすい情報提供を行います。また、不法投棄や持ち去り対策の推進や適正排出の指導等に取り組む、適正かつ持続可能な廃棄物処理を推進します。

### 5 海洋プラスチックへの対策

国は令和元年5月にプラスチック資源循環戦略を策定し、海洋プラスチック対策を重点戦略として掲げました。陸上で発生したごみが河川等を経由して海域に流出することで海洋汚染が引き起こされることから、ポイ捨て・不法投棄撲滅に向けた取組を強化するとともに、町内会や自治会など地域との連携を図り清掃活動を推進し、ごみの海域への流出抑制に取り組めます。